

無線局運用規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対し
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>本規定の整備により、将来に渡り多様な変調方式の利用を可能とし、周波数の有効利用を図りつつ高速伝送を可能とすることから、ブロードバンド時代に対応する衛星通信サービスの発展に寄与するものとして賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT 株式会社】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>
2	<p>1.無線局運用規則の一部(第262条第3項の追加)を改正する省令案について</p> <p>Ku帯VSAT地球局に新たに認められる受信周波数帯(12.2-12.44GHz)について、その周波数帯の利用が認められること、また、固定局からの混信回避の方法が現実的かつ実施可能な方法であることから、改正に賛成いたします。</p> <p>2.無線設備規則の一部(第54条の3)を改正する省令案について</p> <p>Ku帯VSAT地球局の受信周波数帯を従来の12.44-12.75GHzから12.2-12.75GHzに拡張することについては、衛星通信事業者の経営の自由度を拡大するものであるため、改正に賛成いたします。</p> <p>また、拡張される受信周波数帯(12.2-12.44GHz)における受信周波数の制御については、固定局からの混信回避の方法として、現実的かつ実施可能な方法であることから改正に賛成いたします。</p> <p>3.周波数割当計画の一部を変更する告示案について</p> <p>12.2-12.5GHzの固定衛星業務に脚注J145を加えることは、重要無線を含む固定局との共存の方法として現実的かつ実施可能な方法であることから、改正に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【IPSTAR Company Limited】</p>	